

紀の川市桃源郷運動公園トライアル・サウンディング実施要項

令和6年9月策定

令和7年2月改訂

令和8年3月改訂

1. トライアル・サウンディング制度の概要

トライアル・サウンディングとは、紀の川市が有効に活用を図っていきたいと考えている公共施設等において、民間事業者(市民活動団体や個人等を含む)が立地条件や使い勝手、事業の採算性等を調査するため、空きスペース等を暫定的に使用して事業を実施できる制度です。

2. 桃源郷運動公園におけるトライアル・サウンディング実施の背景・目的

紀の川市は、桃源郷運動公園の立地特性などの潜在的 가능성을最大限に引き出すことを目的に「桃源郷運動公園再整備基本構想」に基づく整備を進めていく予定としています。

市民ニーズに合致した複合的な新たな価値の創造や機能が発揮できる「新たな桃源郷運動公園」を検討していくにあたって、市自らが施設等再整備を行う従来型手法だけではなく、官民連携手法(Park-PFI等)や民間活力の導入を検討する必要があります。

そこで、芝生広場のようなオープンスペース等において、今後の官民連携事業の検討材料とするため暫定的に公園を使用する事業者等を募集するトライアル・サウンディングを実施します。なお、本制度にかかる公園の使用料は原則的に免除とします。

【桃源郷運動公園再整備基本構想における再整備の目指すべき方向性】

ニーズの多様化に
対応した施設や
ソフト事業の充実

スポーツ拠点として
持続的な存立

立地特性などの
潜在的可能性の
最大化

社会潮流に合致し
た付加価値の創造

【桃源郷運動公園再整備基本構想における再整備のコンセプト】

更なる「スポーツ振興」と新たな「にぎわい・交流」の創出
～再整備によるハード・ソフト両面の充実による魅力の向上～

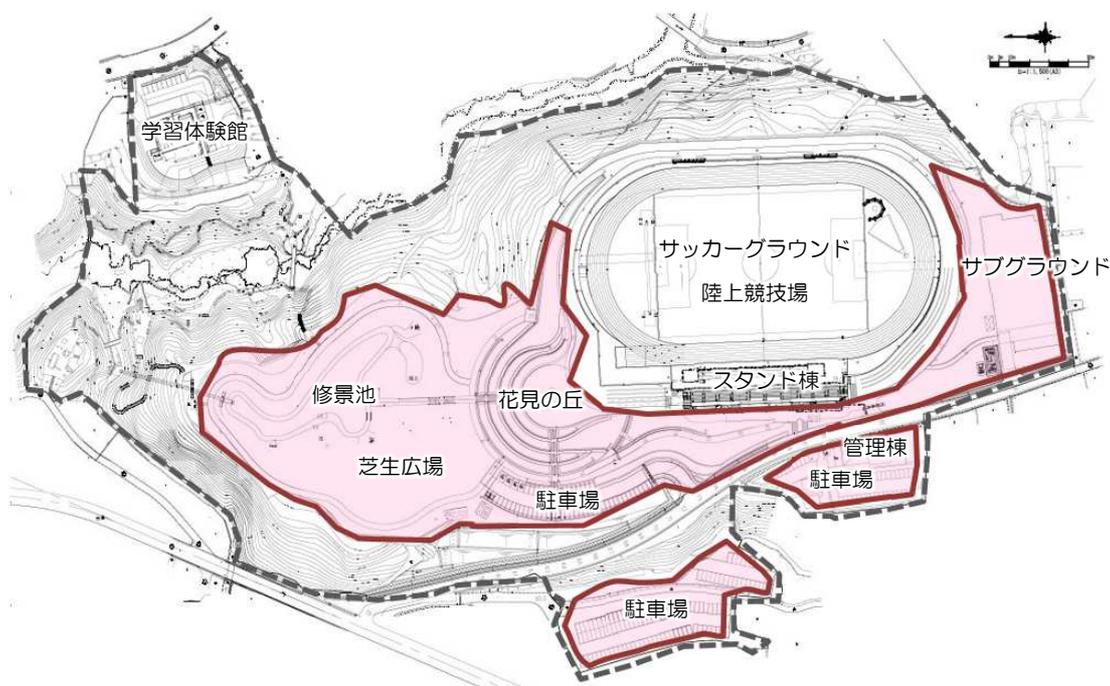
3. 桃源郷運動公園の概要

名称	桃源郷運動公園	所在地	紀の川市桃山町最上 1147 番地 ほか
面積	約 9.9ha	開設年度	平成 17 年度
スポーツ施設	陸上競技場（400mトラック 8 レーン、天然芝インフィールド）、天然芝サブグラウンド		
修景施設	修景池、花見の丘		
便益施設	トイレ棟（中段駐車場）、トイレ棟（サブグラウンド前）		
管理施設	スタンド棟（鉄筋コンクリート造 3 階建て）床面積 1,184 m ² 、収容人数 780 名、トイレ 2 か所		
	管理棟（木造平屋建て）床面積 223 m ²		
	駐車場 184 台（うち障害者用駐車場 8 台）		
学習体験施設	学習体験館（鉄筋コンクリート造平屋建て）床面積 245 m ² 調理実習室、研修室ほか、駐車場 50 台（うち障害者用駐車場 2 台）		
その他施設	吊り橋（雄滝雌滝）、椿園（椿 約 360 本）、防災倉庫		

※ 管理形態は、本市の直営管理となります。

4. 実施場所

実施場所は、次の地図の着色した部分となります。ただし、詳細については、事業内容を基に本市と協議のうえ決定します。



5. 期待される効果

トライアル・サウンディングの実施により、次のような効果が期待できます。

民間事業者 (暫定使用者)	<ul style="list-style-type: none">・アイデアや事業に対するニーズの有無を確認することができる。・短期間での暫定使用のため、リスク負担が少なく参画できる。・公園の使い勝手や採算性の感触をつかむことができる。・公園で普段できないことにチャレンジするきっかけとなる。
紀の川市	<ul style="list-style-type: none">・公園における市場性を確認できる。・イベント開催等の提案により、個性と魅力ある公園空間が生まれ、公園周辺のエリア価値の向上が期待できる。・今後の官民連携事業を盛り上げる機運の醸成ができる。

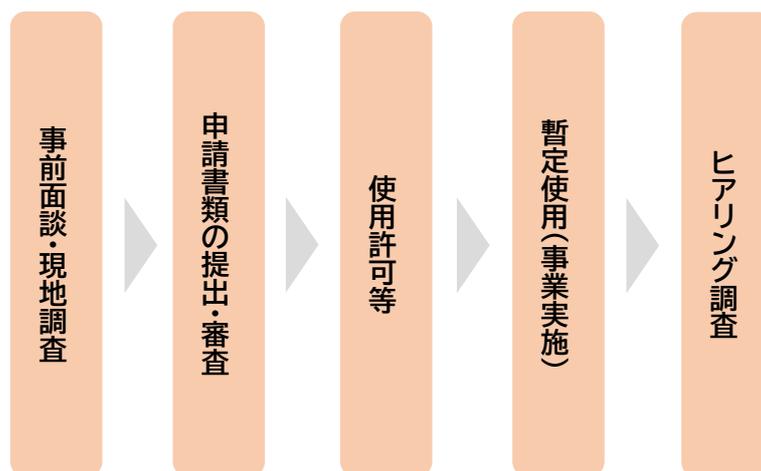
6. スケジュール

トライアル・サウンディングの申請書類の受付や暫定使用等の期間は次のとおりとします。

事前面談・現地調査	令和6年9月26日(木)～令和9年2月24日(水)
申請書類の受付期間	令和6年9月26日(木)～令和9年3月3日(水)
暫定使用(事業実施)	令和6年10月24日(木)～令和9年3月31日(水)
ヒアリング調査	事業実施後 2 週間以内

※市や関係団体の事業を実施する場合や管理の都合上で暫定使用ができない日があります。

7. トライアル・サウンディングの流れ



(1) 事前面談(必須)

事前面談の申込を行う場合は、事前面談申込書(様式第1号)を電子メールで企画経営課に提出してください。施設管理部署である生涯スポーツ課及び本制度の所管部署である企画経営課の合同による事前面談を必ず行ってください。

(2) 現地調査(任意)

現地調査を希望する場合は、現地調査申込書(様式第2号)を電子メールで企画経営課に提出してください。なお、現地調査は、公園利用者の支障にならない範囲で行うこととします。

(3) 申請書類の提出

本制度に基づき事業を実施する事業者(以下「暫定使用者」という。)は、事業実施(開始)予定日の4週間前までに、暫定使用申請書(様式第3号)及び事業実施計画書(任意様式)を持参又は郵送で企画経営課に提出してください。

事業実施計画書には、事業名称、事業内容、実施希望日、準備・撤収を含めた全体スケジュール、実施場所、配置図、事業の周知方法、申請者が法人(団体)である場合は法人(団体)の概要(沿革、社員数(団体所属数)等)を必ず記載してください。特に、事業内容は明確なものとしてください。

(4) 申請内容の審査

申請書類に基づき、企画経営課が申請内容を審査します。また、必要に応じ、ヒアリングを実施します。

なお、事業内容や回数等について、本市がトライアル・サウンディングの目的から逸脱していると判断する場合や、単に施設使用料等の免除を目的とした事業であると判断する場合等は、トライアル・サウンディングの実施を認めません。

(5) 使用許可等

トライアル・サウンディングの実施を認める場合、暫定使用者に対し審査結果を通知します。なお、審査結果に対する異議は申し立てることはできません。

事業が採択された暫定使用者は、紀の川市都市公園条例施行規則(平成18年紀の川市規則第17号)で指定する「都市公園占用許可申請書」及び「使用料減免申請書」を生涯スポーツ課に提出してください。ただし、サブグラウンドを使用する場合は、「有料施設使用許可申請書」、「目的外使用許可申請書」及び「使用料減免申請書」を生涯スポーツ課に提出してください。

(6) 暫定使用

暫定使用者は、公園使用の許可内容に基づき事業を実施します。

事業の内容が暫定使用の申請時と大きく異なるなど、トライアル・サウンディングの目的から逸脱し、市から警告を寄せられても改善が見られない場合は、許可を取り消す場合があります。その場合、暫定使用者に発生した損害について、本市は責任を負いません。

(7) ヒアリング調査(必須)

暫定使用者は、トライアル・サウンディング実施後に得られた情報等を本市に提供

するとともに、本市が行うヒアリング調査に協力する必要があります。その際、暫定使用者は、実施した事業の収支・集客状況や事業化に向けた課題、公園の使い勝手に関する調書など、本市が求める資料を提出する必要があります。

8. 留意事項

(1) 費用負担

申請に関する書類の作成及び提出にかかる費用は、全て暫定使用者の負担とします。

(2) 図面等の借用

事業内容の検討に当たり、本市が所有する図面等の借用を希望する場合は、生涯スポーツ課に相談をお願いします。

(3) 提出書類の取扱い・著作権等

- ① 提出書類の著作権は暫定使用者に帰属します。
- ② 提出書類は、原則返却しません。
- ③ 提出書類については、資格審査及び申請内容の審査以外で使用しません。また、第三者に情報を漏らしません。
- ④ 事業に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、暫定使用者が負うものとします。
- ⑤ 暫定使用者の申請内容の実施が認められた場合、提出書類の著作権は本市に帰属するものとします。
- ⑥ 提出された書類は、本市の公文書となるため、公文書の開示請求があった場合は、暫定使用者が知的財産と認める情報など紀の川市情報公開条例(平成17年紀の川市条例第9号)第6条に規定する不開示情報部分を除き、原則開示します。

(4) 法令等の遵守

申請に当たっては、事前に暫定使用者の責任において関係法令等を確認し、事業実施時における法令適合のリスクは暫定使用者に帰属するものとします。

(5) 失格事項

暫定使用者が次のいずれかの事項に該当する場合は、失格とします。

- ① 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ② 本要項に定める資格要件を満たさない場合
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④ その他、本市が定める手続きを遵守しない場合

(6)その他

暫定使用が認められた後に実施を取り下げる場合は、暫定使用申請取下届(様式第4号)を持参又は郵送で企画経営課に提出してください。郵送の場合は、発送後に企画経営課へ電話で連絡をお願いします。

9. 資格要件等

(1) 申請要件

申請には、次の要件を満たす必要があります。

- ① 暫定使用者は、申請内容を実行できる意思と能力(ノウハウ、資金等)を有する民間事業者(市民活動団体や個人等を含む)とします。
- ② 単独又はグループ(複数の企業・団体等の共同体)とし、グループで申請する場合は、1者を代表者として選出した上で、構成員及び各々の役割分担を明示してください。また、グループで申請する場合は、代表者が諸手続を行ってください。
- ③ 暫定使用者は、本市との協議、調整が可能な能力を有し、事業化に向けた諸条件の変更等について柔軟な対応ができる者であることとします。

(2) 資格要件

次の要件のいずれかに該当する者は、暫定使用者及び暫定使用者の構成員になることができません。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- ② 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく手続開始の申立てをしている者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員等のほか、暴力団員等と社会的に非難される関係を有している者
- ④ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員
- ⑤ 国税、地方税の滞納をしている者
- ⑥ 政治活動又は宗教活動を主たる目的としている者

10. 事業内容等

(1) 事業内容

事業内容は、次の事項を遵守するものとします。

- ① 桃源郷運動公園再整備基本構想のコンセプトに合致するものであり、今後の桃源郷運動公園の新たな魅力の創出につながるものであること。
- ② 暫定使用者が自らのアイデアやノウハウを活用し、自らが確実に実施できる内容であること。
- ③ 原則として、本市に新たな財政負担が生じない内容であること。

(2) 対象外の事業内容

次に掲げるものは、対象外とします。

- ① 都市公園法(昭和30年法律第79号)やその他法令で禁止されている行為
- ② 政治的活動又は宗教的活動
- ③ 青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等
- ④ 騒音や悪臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為
- ⑤ 他の利用者の公園使用を著しく妨げる行為
- ⑥ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第5号に規定する指定暴力団等の活動
- ⑦ 公序良俗に反し、又は反社会的な破壊の恐れがある活動。
- ⑧ その他、本市が桃源郷運動公園で実施する内容として不適切と判断する行為

(3) 暫定使用の期間

事業の実施期間は、提案内容を踏まえ、本市との協議を経て決定します。

(4) 費用負担

事業実施にかかる電気・水道料等の実費部分を除き、原則的に公園にかかる使用料は免除します。事業の実施にかかる全ての経費は、暫定使用者が負担してください。

11. 申請先・連絡先

【事前相談、現地視察、暫定使用申請、制度に関すること】

〒649-6492 紀の川市西大井338番地
紀の川市企画部企画経営課 プロジェクト推進班
TEL:0736-77-2526(直通)
e-mail:k030600-001@city.kinokawa.lg.jp

【桃源郷運動公園の使用許可、設備に関すること】

〒649-6492 紀の川市西大井338番地
紀の川市教育部生涯スポーツ課 スポーツ施設班
TEL:0736-79-3912(直通)
e-mail:k150500-001@city.kinokawa.lg.jp